居宅介護支援事業所重要事項説明書

〔令和６年　４月　１日　現在〕

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話　03-5647-9667　　（月～金曜日　9：00～18：00）

担 当　主任介護支援専門員　島津　千晶　／管理責任者　島津　千晶

※　ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプラン　こんぱす
所在地	東京都足立区舎人三丁目８番２７号　ピュアセゾンＢ２０３ 電話　03-5647-9667　FAX　050-3537-4921
事業所の指定番号	指定居宅介護支援事業　（足立区　1372113439）
サービスを提供する実施地域※	足立区 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者　１名（兼務）　主任介護支援専門員　１名
介護支援専門員　１名以上
事務員　１名

(3) 営業時間

月～金曜日　午前９時から午後６時まで

※　土・日曜・国民の休日・１２月２９日～１月３日は休業

※　上記時間外、緊急時には担当の介護支援専門員の業務携帯または 080-4910-1925 管理者島津まで連絡お願いします。

3. 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう必要な援助を行うものとします。

(3) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。指定居宅サービス事業者等の紹介等利用者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由についても説明を求めることができます。

(4) 利用者が病院または診療所に入院する必要性が生じた場合、介護支援専門員に連絡下さい。また、入院している病院または診療所に介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてください。

(5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙にて説明を行います。

4. 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項（禁止行為）

(1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

(2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

(3) 職員に対するセクシュアルハラスメント意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

5. 介護サービス契約の終了

(1) 利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(2) 事業者からの契約の解除

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することができる。

① 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

② 上記①により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
（虐待防止に関する責任者　島津　千晶）

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

7. 業務継続計画（BCP）の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付（法定代理受領）されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）

1. 介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合

要介護１・２　12,380 円　　要介護３・４・５　16,085 円

2. 介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合

要介護１・２　6,201 円　　要介護３・４・５　8,025 円

3. 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護１・２　3,716 円　　要介護３・４・５　4,810 円

4. 加算を算定した場合

初回加算	１ヶ月につき	3.420 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	１ヶ月につき	2,850 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	１ヶ月につき	2,280 円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	入院または入所期間中１回を限度に	5,130 円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	入院または入所期間中１回を限度に	6,840 円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	入院または入所期間中１回を限度に	6,840 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	入院または入所期間中１回を限度に	8,550 円
退院・退所加算（Ⅲ）	入院または入所期間中１回を限度に	10,260 円
通院時情報連携加算	１か月につき	570 円
緊急時居宅カンファレンス加算	１か月に２回を限度	2,280 円
ターミナルケアマネジメント加	１か月につき	4,560 円
特定事業所加算（Ⅰ）	１ヶ月につき	5,916 円
特定事業所加算（Ⅱ）	１ヶ月につき	4,799 円
特定事業所加算（Ⅲ）	１ヶ月につき	3,682 円
特定事業所加算（A）	１ヶ月につき	1,299 円
特定事業所医療介護連携加算	１ヶ月につき	1,425 円

(2) 交通費

前記 2 の（1）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費（公共交通機関の料金）が必要です。

9. 秘密保持

(1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 利用者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

(3) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議等で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

10. オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとします。その際、個人情報の適切な取扱いに留意するものとします。

11. ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を行います。

① 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発

② 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

③ その他ハラスメント防止のために必要な措置

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。区市町村・国保連への苦情対応の協力等も行います。

苦情相談窓口（受付時間は営業時間と同様とする）

担　　当：島津　千晶

電話番号：03-5647-9667

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

足立区　介護保険課事業者指導係	電話　03-3880-5746
基幹包括支援センター	電話　03-6807-2460
東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部相談窓口	電話　03-6238-0177

(3) 苦情処理手順方法

① 苦情の申立書を受付ける

② 当事業所が苦情に関する調査を行う

③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する

④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する

⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

13. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。

なお、当時業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

保険名　　：福祉事業者総合賠償責任保険

14. 緊急時の対応

事業者は緊急を要する連絡があった場合には予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

15. 当法人の概要

法人種別・名称	合同会社　コンパス
設　立	2020 年 12 月
所在地・電話	東京都足立区舎人四丁目９番２０号ペアタウン壱番館２０１
代表社員	島津　均
電話	03-6338-1568

本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、１通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

年　　月　　日

事業者　　合同会社　コンパス
所在地　　東京都足立区舎人四丁目９番２０号
　　ペアタウン壱番館２０１
代表社員　　島津　均　　㊞
事業所　　ケアプラン　こんぱす
説明者　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

【利用申込者】

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

【利用者家族】

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄）＿＿＿＿＿㊞

【　代　理　人　】

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄）＿＿＿＿＿㊞